

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「1年」を「選任の日から起算して1年」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第4項の規定による改選があった場合の前任者の任期は、第3項及び前項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

第10条の次に次の1条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第10条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開催することができる。ただし、第15条第1項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開催された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。第16条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第17条第1項中「これ」を「、これ」に改める。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力

装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第23条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第20条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第23条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第24条第1項中「参考人」を「、参考人」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により、委員会で意見を述べるすることができる。

第25条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2、第16条第2項、第19条第2項、第20条第3項、第23条、第24条第3項及び第25条第3項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。